

## 社団法人森と緑の公社第4回経営検討委員会の開催結果

- 1 開催日時  
平成24年7月26日（木曜日） 午前10時00分から12時00分まで
- 2 場所  
京都ガーデンパレス「祇園」
- 3 出席者  
【委員】田中座長、中野委員、榑崎委員、野澤委員、長谷川委員、松下委員  
(五十音順)
- 4 議事
  - (1) 報告事項
    - ・ 第3回経営検討委員会の概要について
  - (2) 協議事項
    - ・ 「採算林」「不採算林」の考え方
    - ・ 所有者負担の求め方

### 主な意見

- ・ 森林所有者の意向確認調査は全体の14%しかアンケートをとっていないが、それを踏まえても86%の所有者が契約変更には応じられないという結果が出ている。公社と所有者の1対1の契約なので1つ1つ同意を得るのは難しいが、いろいろなパターンでやっていくしかない。
- ・ 分収林問題は伐採しなければいけないから問題になる。買い取るなどして、伐採しないで済む形にすれば、伐期を80年といわず90年・100年と延ばせられれば何とかなるかも知れない。
- ・ 当初の事業の位置づけは、京都の森をどうしていくかという「森づくり」の理念があったのではないか。理念を持って所有者と交渉しないといけないのではないか。
- ・ 将来の分収交付金を現在価値に割引して買い取り、そこで一旦契約を打ち切って、改めて将来売却して利益が出た時は、1割を交付する。その代わり保育等に係る経費は全て見てもらうという新たな契約にするという事も選択肢としてはあると思う。また、公社は借金をして事業をするのではなく、管理専門機能へ移行するなどして、生き残る道があるのではないか。
- ・ 民事再生の手続きの中で、現在の契約の法定解除は出来ると思われるが、債権額については争いになると思われ、大変な作業と労力が必要となる。公社は府の関わりが深く、道義的責任からも大きな問題となるのではないか。所有者からの反発が大きいことが想定される。
- ・ 森林は公益的機能があるが、破産手続きの中で換金のために多くの場所で大量に伐採をされてしまうと、災害防止の面から植栽などの新たな費用負担が発生するのではないか。

- 伐期を80年に延ばしているため、金利を負担する期間も延びている。金利負担が多ければ契約を打ち切って買い取りという案も選択肢となると思われる。
- 現時点で契約を打ち切るには合意解約か法定解除しかない。一定の予算を組んで今の段階で森林所有者に前倒しで支払い、解約に応じてもらう事も考えられる。
- 事業地の4区分については、大体は妥当だと思われるが、今後より詳細な検討が必要な時には、「林齢」「地位」「地利」を標記した地図のようなものが必要となる。
- 現契約は、過去の森づくりが理念となっており、京都府の森づくりビジョンに沿った契約に変えることが必要ではないか。
- 同じ苦労するならば、新しい森づくりやビジョンなどを森林所有者や府民に理解いただく方が良いのではないか。
- 公社の場合、既に借金があるので、現在価値は将来収支試算から割引率で割り引く評価となると思われる。
- 1つの案で所有者全員の合意は難しい。いろいろな案を出し選択してもらう。選択肢は、採算林、不採算林の4区分ごとに対応していき、出来るだけ支出を少なくする方向へもっていったらどうか。
- 法的整理には公益的機能は考慮されず、経済的価値しか見ない。法的整理のリスクを考える必要がある。